6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Jun Nakamura Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : 2023—2024 Kyushu area Material price survey (Involved in highway road works)

⑷　Time Limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 1 June 2023 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 1 June 2023. if by mail, 4 : 00 P.M. 1 June 2023)

⑸　Time Limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 26 June 2023

⑹　Time Limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 27 July 2023 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 27 July 2023. If by mail 11 : 00 A.M. 27 July 2023)

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑻　Contact point for tender documentation : Yasuaki Takamori, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 3—13—15 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 812—0013 Japan Tel. 092—260—6115

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和５年５月22日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名：河川巡視高度化ツール構築検討業務（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　業務の目的：本業務は、ＵＡＶを活用した河川巡視の実装と河川上空のＵＴＭ（運航管理）を実現するための運用実証やそれらに必要なシステムモデルを構築することを目的としている。

本業務で検証した項目については、一級河川における標準的な河川管理の手法として展開することとし、ＵＴＭの具体化と社会実装、それらを用いての河川巡視を実現するために、「ＵＡＶ等を活用した河川巡視マニュアル」の改訂やその他必要な基準等の整備を実施するものである。

⑷　履行期間：契約締結日の翌日～令和７年12月26日

⑸　本業務は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式１を支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ（http://www.qsr.mlit.go.jp）の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式１の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

１）提 出 先：５⑴に同じ。

２）受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の９時00分から17時00分まで。

⑹　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⑺　本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定管理技術者等（調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2　業務実施上の条件

⑴　技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書の提出者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体　2⑴１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年５月22日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表１②に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

３）技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ａ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。ｂ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂ）において同じ。）の関係にある場合

ｂ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ａ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

⑴　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ）会社法第２条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ）会社法第２条15条に規定する社外取締役

ニ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

⑵　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

⑶　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）